

[報告事例]

難聴者・中途失聴者である A さんがある協議会に参加する際、主催者側に要約筆記を団体派遣していただけるよう依頼したが個人依頼を打診された。

[当事者]

難聴者・中途失聴者である A さん

[報告内容]

ある協議会の総会に難聴者・中途失聴者である A さんが参加を予定していた。難聴者であることから主催者側に要約筆記を団体派遣していただけるよう依頼したが個人依頼を打診され、苦渋の決断により代理の者に出席をお願いした。

[対応結果]

この協議会は限られた予算で動いている会であり、新年度予算がまだ入っていない状況であるということで、団体派遣の際の費用が捻出できないため、今回も主催者側から個人派遣の打診がなされたもの。県の障がい福祉課に問い合わせたところ、当該協議会は団体派遣の要件に該当するため、県としては原則団体派遣を利用してもらいたいと考えているが、個別の派遣については市町村の事業であり、個別の事例についてどのような派遣形態が適当かどうかを一概に判断することは難しいとの回答があった。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法では、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

また、あいサポート条例においては、「障がいの特性に応じたコミュニケーション手段の充実と情報アクセシビリティの保障」を規定しています。

障がいのある方が、障がいのない方と同様に情報を取得し、利用できることが重要です。

鳥取県では、行政・団体等の開催する講演会、文化行事、会議等へ主催者の依頼に基づき、要約筆記者を派遣する事業を実施しており、派遣にかかる費用の 1/2 を助成しています。県としても、引き続き当該助成制度の周知を図っていきますが、会議等を開催する場合は、障がいのある方々が情報を取得しやすい環境づくりに努めていただきたいと思います。

[報告事例]

盲導犬を連れての医療機関でのワクチン接種を断られた。

[当事者]

視覚障がい者の B さん

[報告内容]

盲導犬を連れての医療機関でのワクチン接種を断られた。

※電話予約の際、盲導犬は外で待つように指示された。

[対応結果]

該当医療機関に確認をしたところ、対応した職員の身体障害者補助犬法についての認識不足であったことが分かった。

県から当事者に対し状況を説明するとともに、当該医療機関職員から当事者に対し、謝罪の電話を行った。

当事者から、改めて制度周知の要望があったため、県内の医療機関に対し、障害者差別解消法及び身体障害者補助犬法の周知を行った。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法では、事業者は、その事業を行うに当たり、障がいを理由として障がい者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障がい者の権利利益を侵害してはならないこととしています。

また、身体障害者補助犬法においては、原則として、不特定かつ多数の者が利用する施設を管理する者は、当該施設を身体障がい者が利用する場合において身体障害者補助犬を同伴することを拒んではならないとされています。

補助犬ユーザーの自立と社会参加を推進するため、補助犬について正しく理解し、受け入れについて配慮することが重要です。

[報告事例]

病院の優先駐車場の利用を申請した際、窓口の対応が不適切であった。

[当事者]

肢体不自由の C さん

[報告内容]

病院 D には身体障がい者等を対象とした優先駐車場があるが、この 4 月より取り扱いが変わり、付き添いの人が運転する車は優先駐車場の利用ができなくなった。付き添いの人には近くの立体駐車場を利用しなければならないが、C さんは常に付き添いが必要な状況であるため、付き添いの人が運転する車の優先駐車場での駐車も認めてほしいと病院 D の窓口申し入れた。すると窓口の職員に、「以前、付き添い人がいなくても、あなたが一人で待っているところを見たので、付き添い人の運転する車は立体駐車場に止めてほしい。」と優先駐車場の利用を断られた。

最終的には許可してもらえたが、窓口での対応は合理的配慮の不提供にあたるのではないかと。

[対応結果]

県から病院 D に連絡を取り、窓口で対応した職員に事実確認をしてもらったところ、病院からは謝罪の意と、今後このようなことが無いように職員への指導をする旨の回答があったため、県から C さんにお伝えし、納得された。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法では、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

また、合理的配慮は、障がいの特性や社会的障壁の除去が求められる具体的場面や状況に応じて異なり、多様かつ個別性の高いものであるため、当該障がい者が現に置かれている状況を踏まえ、事務・事業への影響の程度等の要素を考慮した上で、双方の建設的対話による相互理解を通じ、必要かつ合理的な範囲で柔軟に対応がなされるものとされています。

障がいの程度や状態は人によって様々であることを理解し、柔軟に対応することが大切です。

[報告事例]

スーパーにある精算済みの商品を入れるカゴに取っ手が付いておらず、対応をお願いしたが聞いてもらえなかった。

[当事者]

下肢に障がいがある E さん

[報告内容]

あるチェーンのスーパーを利用しているが、精算済みの商品を入れるカゴに取っ手がついていなかった。杖をつきながら取っ手がないカゴを運ぶのはとても不便なため、対応を店員をお願いしたが、別の日に同じチェーン店の別の店舗で買い物をしたところ、やはり精算済みの商品を入れるカゴには取っ手がついておらず、店長に打診したところ、本部指定のやり方であるので対応できないとのことだった。

その後本部を訪れ話をしたところ、対応できるということであったが、次の日に同店舗に行くと、やはり精算済みの商品を入れるカゴには取っ手がついていなかった。

[対応結果]

スーパー側が県に相談に来られ、その後当該スーパーは県の補助金を利用して、精算後の商品を入れるカゴに取っ手をつけたほか、ハートフル駐車場の整備を行った。その後、E さんからスーパーに対する感謝の電話が県に届いた。

[報告事例から考えてみましょう]

障害者差別解消法では、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮を行うことを求めています。

また、合理的配慮は具体的場面や状況に応じて異なるため、事業者においては、事務・事業への影響の程度等の要素を考慮した上で、具体的場面や状況に応じて柔軟に対応することが期待されています。対応の負担が重すぎる場合でも、その理由を説明し、代替措置の提案も含め、対話により理解を得るよう努めることが望まれます。